

身体的拘束等適正化のための指針（障がい部門）

社会福祉法人 十字の園
障がい者支援施設 オリーブ

施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方

社会福祉法人 十字の園は、人格を大切にする事を理念に置いている。身体拘束は、人としての活動そのものを制限し、自由を奪う行為であり、それは、大きな苦痛を与え、その方の人格を否定するものである。つまり、身体拘束は、法人理念に違反する行為であり、法令遵守の点においても否定される行為と定める。その事を職員全員が意識し、身体拘束をしない支援の実施に努めるものである。

基本方針

1. 身体的拘束は廃止すべきものである
2. 廃止に向けて常に努力を行わなければならない
3. 安易に「やむを得ない」で身体拘束を行わない
4. 身体的拘束を許容する考え方はやめるべきである
5. 全員の強い意志で「チャレンジ」をする（ケアの本質を考える）
6. 創意工夫を忘れない
7. ご利用者の人権を一番に考慮すること
8. 福祉のサービスの提供に誇りと自信を持つこと
9. 身体的拘束廃止に向けてありとあらゆる手段を講じること
10. やむを得ない場合利用者様・家族の方に対する十分な説明を持って身体的拘束を行うこと
11. 身体的拘束を行った場合常に廃止をする努力を怠らないこと（常に「0」を目指すこと）

身体的拘束適正化検討委員会(障がい部門) その他施設内の組織に関する事項

- ・身体的拘束を適正化することを目的として、「身体的拘束適正化検討委員会(障がい部門)」(以下「委員会」)を設置する。

※委員会構成メンバー

- ・施設長（統括管理）
- ・障がい福祉課長（施設長の補佐、代行）
- ・支援員（委員会の進行、家族との連絡調整、記録、研修企画等）
- ・看護職員（医療機関、家族との連絡調整、記録等）
- ・（サービス管理責任者）

※委員会は2ヶ月に1回以上開催し、次のことを検討する。

- ①発生した「身体的拘束」の状況、手続き、方法について検討し、適正に行われているかを確認する。

- ②虐待又は身体的拘束等の兆候がある場合には慎重に調査し、検討及び対策を講じる。
- ③日常的ケアを見直し、ご利用者に対して人として尊厳のあるケアが行われているかを検討する。
- ④指針及びマニュアル等の見直し
- ⑤教育研修の企画・実施

身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

- ・新人採用時には、身体的拘束の研修を必ず実施する。
- ・年間研修計画に実施月を明記し年間 1 回以上の身体的拘束等に関する教育を行う。

発生した身体的拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

●障がい者に対する身体拘束を禁止する法的根拠

障がい者総合支援法に基づく障がい者支援施設の設備及び運営に関する基準（第 39 条）

「障がい者支援施設は、施設障がい福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない」

●禁止の対象となる具体的な行為

- ①徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜力、ないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y 字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着き、せるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意志で開くことの出来ない居室等に隔離する。

記録の作成：

- ・身体的拘束等を行った場合は、その態様（具体的な内容）、時間、ご利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由、その他必要な事項を詳細に記録することが義務付けられています。（記録は 5 年間保管する）
- ・記録には、拘束が必要となった理由、拘束の方法（場所、行為、部位、内容）、拘束の時間帯と時間、特記すべき心身の状況、拘束開始および解除の予定などを具体的に記載します。

関係者への報告と説明：

・管理者への報告

身体的拘束等が発生した場合、速やかに事業所の管理者に報告します。

・委員会での検討

報告された事例は、委員会で集計・分析され、原因の検証と再発防止策が検討されます。委員会は定期的に開催され、必要に応じて臨時に招集されます。

・ご利用者・家族への説明と同意

身体的拘束等を実施する際は、ご利用者本人や家族に対し、その必要性、方法、時間などを十分に説明し、同意を得ることが重要です。

・市町村への報告

事実確認の概要や再発防止策を市町村に報告する場合があります。

継続的な経過観察と解除

- ・身体的拘束等を行っている間は、日々経過観察を行い、その状況を記録します。拘束の必要性がなくなった場合は、速やかに解除し、家族等に報告します。

身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針

※身体的拘束廃止フローチャート参照

身体的拘束は行わないことが原則であるが、緊急やむを得ない場合については、下記の運用によるものとする。

「当該入所者(利用者)又は他の入所者(利用者)等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合」には身体拘束が認められているが、これは「切迫性」「非代替性」「一時性」の3つの要件を満たし、かつ、それらの要件の確認等の手続が極めて慎重に実施されているケースに限られる。

※「緊急やむを得ない場合」の対応とは、これまで述べたケアの工夫のみでは十分に対処出来ないような、一時的に発生する突発事態のみに限定される。当然のことながら、安易に「緊急やむを得ない」ものとして身体的拘束を行うことのないよう、次の要件・手続きに沿って慎重な判断を行うことが求められる。

1. 3つの要件をすべて満たすことが必要

以下の3つの要件をすべて満たす状態であることを委員会で検討、確認し記録しておく。

切迫性 >ご利用者本人または他のご利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い事。

*「切迫性」の判断を行う場合には、身体的拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える影響を勘案し、それでもなお身体的拘束を行うことが必要となる程度までご利用者本人等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを、確認する必要がある。

非代替性 >身体的拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がない事。

*「非代替性」の判断を行う場合には、いかなる場合でも、まずは身体的拘束を行わずに介護するすべての方法の可能性を検討し、ご利用者本人等の生命又は身体を保護するという観点から他に代替手法が存在しないことを複数のスタッフで確認する必要がある。また、拘束の

方法自体も本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法により行われなければならない。

一時性 > 身体的拘束その他の行動制限が一時的なものである事。

* 「一時性」の判断を行う場合には、本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束の時間を想定する必要がある。

2. 手続きの面でも慎重な取り扱いが求められる

仮に3つの要件を満たす場合にも、以下の点に留意すべきである。

(1) 「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかの判断は、障がい福祉課長・オリブ主任・看護・施設長・(サービス管理責任者)の合意のもとに行う。「身体的拘束適正委員会」において議題として上げ協議を行う。基本的に個人的判断で行わないこと。

(2) ご利用者本人や家族に対して、身体的拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を出来る限り詳細に説明し、十分な理解を得るよう努める。説明は看護主任及びオリブ主任もしくはそれに準ずる者で行う。

仮に、事前に身体的拘束について施設としての考え方を利用者や家族に説明し、理解を得ている場合であっても、実際に身体的拘束を行う時点で必ず個別に説明を行う。

(3) 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合についても、「緊急やむを得ない場合」に該当かどうかを常に観察、再検討し、要件に該当しなくなった場合には直ちに解除する。この場合には、実際に身体的拘束を一時的に解除して状況を観察するなどの対応をとること。

3. 身体的拘束に関する記録が義務づけられている

(1) 緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際のご利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。

(2) 具体的な記録は「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」を使用する。記録には、日々の心身の状態等の観察、拘束の必要性や方法に係わる再検討を行うごとに逐次その記録を加えるとともに、それについて情報を開示し、職員間、施設全体、家族等関係者の間で直近の情報を共有する。また、この記録は行政の監査においてもきちんと整備し閲覧して頂けるようにする。

●身体的拘束等を行わずにケアを行うために(3つの原則)

1. 身体的拘束を誘発する原因を探り除去する

身体的拘束をやむを得ず行う場合、その状況には必ず理由や原因がある。ケアする側の関わり方や環境に問題があることも少なくない。その人なりの理由や原因を徹底的に探り、除去するケアが必要である。

2. 5つの基本ケアを徹底する

5つの基本的ケア

以下の5つの基本的なケアを実行することにより、点滴をしなければならない状況や、転倒しやすい状況をつくらないようにすることが重要である。

①起きる

人は座っているとき、重力が上からかかることにより覚醒する。目が開き、耳が聞こえ、自分の周囲で起こっていることがわかるようになる。これは仰臥して天井を見ていたのではわからない。起きるのを助けることは人間らしさを追求する第一歩である。

②食べる

食べることによって人にとって楽しみ、生きがいであり、脱水予防、感染予防にもなり、点滴や経管栄養が不要になる。食べることはケアの基本である。

③排泄する

なるべくトイレで排泄することを基本に、おむつを使用している人については、随時交換が重要である。おむつに排泄物がついたままになっていれば気持ち悪く、「おむついじり」などの行為につながるようになる。

④清潔にする

きちんと風呂に入ることが基本である。皮膚が不潔であれば痒みの原因になり、そのために大声を出したり、夜眠れずに不穏になったりすることになる。皮膚をきれいにしておけば、本人も快適になり、また、周囲も世話をしやすくなり、人間関係も良好になる。

⑤活動する(アクティビティ)

その人の状態や生活歴に合ったよい刺激を提供することが重要である。具体的には、音楽、工芸、園芸、ゲーム、体操、家事、ペット、テレビなどが考えられる。言葉によるよい刺激もあるし、言葉以外の刺激もあるが、いずれにせよ、その人らしさを追求する上で、心地よい刺激が必要である。

3. 身体的拘束廃止をきっかけに「よりよいケア」の実現をめざす

「言葉による拘束」

「施設に入所するという事が利用者の本当の望みなのか」

「施設は、利用者の家になっているのか」

これらの事に心に留めてケアを考える必要がある。

入所者等に対する当該指針の閲覧について

当該指針は、各部署マニュアルに綴り、全ての職員が閲覧可能とする。

ご利用者本人・ご家族には、入所時に説明するとともに要望を聴き、指針については、いつでも閲覧することができるものとする。また、身体拘束に関する記録については、対象ご利用者本人又はそのご家族からの請求があれば開示する。

その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

身体的拘束をしないサービスを提供していくためには、施設サービス提供に関わる職員全体で以下の点について十分に議論して共通認識を持ち、拘束を無くしていくよう取り組む必要がある。

- ・マンパワーが足りないことを理由に、安易に身体的拘束等を行っていないか。
- ・事故発生時の法的責任問題の回避のために、安易に身体的拘束等を行っていないか。
- ・転倒すれば大怪我になるという先入観だけで安易に身体的拘束等を行っていないか。

- ・障がい者であるということで、安易に身体的拘束等を行っていないか。
- ・サービスの提供の中で、本当に緊急やむを得ない場合にのみ身体的拘束等を必要と判断しているか。本当に他の方法はないか。

※身体的拘束等に準ずる行為と感じたら「ちょっと待って報告」により情報を公表することが、職員としての責務です。

2019 年 4 月 1 日 制定

2023 年 4 月 1 日 改訂

やむを得ず身体拘束等を実施する場合の手続き フローチャート

